|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 健康福祉審議会 | 2020/12 | **資料３** |
| 第６回　地域福祉部会 |

中野区子ども・若者支援センターの開設について

区では、子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、児童相談所機能を含む（仮称）総合子どもセンターの開設に向け、準備を進めてきたところである。

中野区議会（令和２年第３回定例会）において、「中野区子ども・若者支援センター条例」が可決されたことに伴い、センターの名称及び位置等が確定したため、以下のとおり報告する。

１　名称

　中野区子ども・若者支援センター

※ 施設の愛称については別途、公募する。

２　位置

　中野区中央一丁目41番2号

３　センターで行う事業

　(１)　子ども・若者及びその家庭からの相談に対する助言及び支援に関すること。

(２)　子ども・若者及びその家庭の支援を行う関係機関との連携に関すること。

(３)　その他、区長が必要と認める事業

４　開設予定日

　令和3年11月29日

５　今後のスケジュール（予定）

　令和3年 4月～6月 　 施設愛称の公募、決定

　　　　　11月29日　　子ども・若者支援センター開設

　令和4年 2月1日　　児童相談所機能開始